

＜住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）制度に係る工事の施工業者の方へ＞

【一度、しっかりとこの内容を確認してから申込者と打合せをしてください】

この制度は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの緊急の修理を速やかに行うことを支援する災害救助法に基づく制度です。

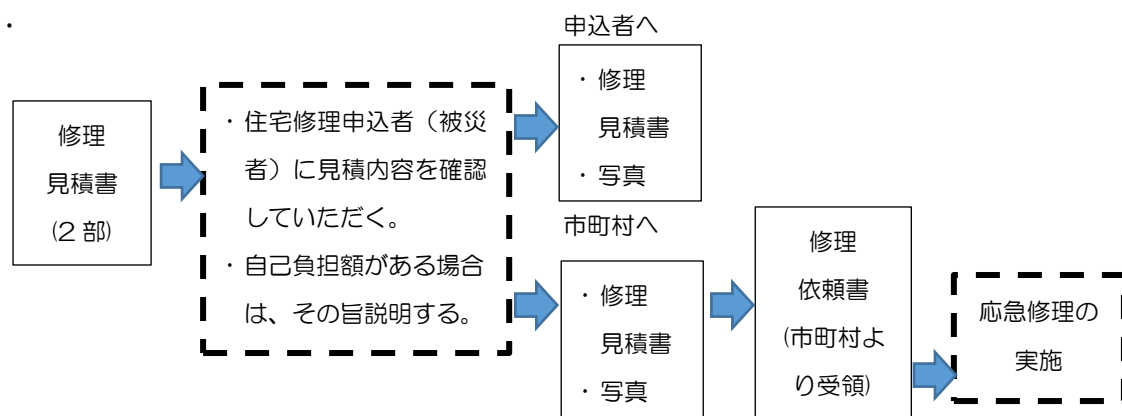
応急修理業者に市町村・申込者から選定されたら、申込者と連絡を取り、住宅の被害状況、修理希望箇所について、詳細に確認しながら、修理見積書の作成をお願いします。

その際、注意して頂きたい点があります。

- ① 通常の住宅の改修・修繕工事と違い、対象は被災住宅です。申込者は、突然の災害により、心身共に疲弊しているため、住宅の修理にあたっては、申込者に寄り添う姿勢でおこなってください。
- ② 申込者の修理希望箇所を修理することが第一ですが、緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具）について日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするものであることを考えてください。

上記の二点について、しっかり確認した上で、見積書の作成をお願いします。

- ・ 見積書は各社様式でも構いませんが、頭紙には『修理見積書・修理見積確認書（様式第3号）』を必ず使用してください。各社見積書から必要な項目のみを転記していただいても構いません。その際、様式と同様に各社見積書にも、申込者の記名をお願いします。
- ・ 修理見積書は、2部作成してください。
- ・ 申込者に最終的な見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容の確認をしていただいでください。
- ・ 修理見積書は、1部を申込者に、もう1部は市町村担当課に提出をお願いします。
- ・ 市町村は、提出された修理見積書の内容を審査し、事業者あてに修理依頼書（様式第4-2号）を交付します。
- ・ 申込者が修理対象外工事を同時に行いたい場合など、応急修理限度額を超える工事を行う場合には、《市町村の負担分》と《申込者の負担分》が明確に分かるように見積書を作成してください。また、《申込者の負担分》については、別途、申込者と適切に契約等を締結してください。
- ・ 《市町村の負担分》と《申込者の負担分》の工事完了時期、支払い時期について、十分考慮した上で、手続きをお願いします。



《修理見積書（様式第3号）の作成》

1 修理見積書の記入方法

(1)「工事名称」欄は、次のいずれで記入してもかまいません。

①工事種別単位（仮設工事、屋根工事、外壁工事、窓工事等）

※工事は施工箇所ごとに分けても結構です。

※修理に伴い発生する建設廃棄物の運搬費、処分費は応急修理制度の対象です。

(2) 工事内訳として、修理業者が通常使用している見積書を添付してください。その際、応急修理制度の対象となる工事《市町村の負担分》には「○」を応急修理制度の対象とならない工事《申込者の負担分》には「×」を記載してください。

(3)「市町村名」、「受付番号」、「受付担当者名」は記入しないでください。

市町村の担当者が記入します。

2 修理見積書（総額用）の記入方法

複数の修理業者で対応する場合は、修理見積書(総額用)も合わせて使用してください。

(1) 各修理業者が作成した「修理見積書」の金額を「修理見積書（総額用）」に記入し、合算してください。

(2)「受付番号」は、記入の必要はありません。

《修理開始前・修理期間中の注意事項》

◆修理工事する周囲は被災した住宅街です。申込者以外の近隣の方も被災されています。

◆修理工事に係る諸法令は、遵守する必要があります。

上記2点について認識の上、下記の注意事項を遵守してください。

- ・工事前には、近隣住民の方にあいさつを行い、周辺とのトラブル防止に努めてください。
- ・工事車両については、申込者と協議の上、近隣住民の方の迷惑とならない場所に駐車してください（路上駐車等の禁止）。
- ・他の災害復興事業が行われる場合、工事の錯交が予想されます。事業者間で調整、協議するとともに、必要に応じて、市町村担当者に連絡してください。
- ・騒音や振動を伴う工事を行う場合は、近隣住民の方に工事日程等を周知する等、トラブル防止に努めてください。
- ・すべての工種において、ヘルメットを着用してください。
- ・仮設工事においては脚立足場ゴムバンド等労働安全衛生法を遵守してください。
- ・建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設リサイクル法」等、関係する法令を遵守してください。
- ・解体工事等における石綿（アスベスト）の飛散防止、労働安全衛生について、関係法令を遵守してください。

《修理写真整理方法》

- 出来る限りわかりやすいように、施工前・施工後に整理をしてください（様式第10－2号）

《修理完了後の手続きについて》

- 修理が完了したら、工事完了報告書（様式第7－2号）を作成し、申込者に確認をしてもらい了承を得た後、市町村担当課に提出してください。
- 完了報告書には、①施工前、②施工後の写真（様式第10－2号）を添付してください。
- 市町村で完了報告書の内容を確認後、修理内容状況、必要書類の不備等がなければ、支払いの手続きとなりますので、請求書（様式第8号）も同時に提出してください。
- 申込者の負担分がある場合は、直接申込者に請求をしてください。
- 《申込者の負担分》の工事が完了していない場合については、完了部分【市負担分】と未完了部分【申込者負担分】について、使用者の安全性を確保できる状態としてください。

※なお、必要な様式は、修理依頼書に同封のうえお送りいたしますが、ホームページにも掲載されていますのでご活用ください。

ご相談は、武豊町都市計画課（電話0569－72－1111）へ